○九州地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡市西区今宿町字前田八一番七から糸島市二丈福井字角ノ下四七九二番二まで	前	ＢＡ　七・五〇～一二・〇〇（メートル）　九一・〇〇～二一・八九七（キロメートル）	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　七・五〇～一二・〇〇（メートル）　九一・〇〇～二一・八九七（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○北海道開発局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

北海道開発局長　関　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道枝幸郡中頓別町字上駒七番五地先から同町字中頓別一七六番一地先まで	前	二三・〇〇～三三・三五（メートル）	〇・〇九六（キロメートル）	
	後	一四・六〇～五二・七八（メートル）	〇・〇九六（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号	北海道余市郡余市町黒川町六丁目四番一地内	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○福岡県公安委員会告示第百六十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十五日

福岡県公安委員会委員長　渋田　一典

一　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前

指定の期限　平成二十五年六月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十五年九月二十六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（九州誠道会）

変更前

指定の期限　平成二十五年六月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十五年九月二十六日まで

○佐賀県公安委員会告示第五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十五日

佐賀県公安委員会委員長　内田　健

一　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日佐賀県公安委員会告示第四号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前

指定の期限　平成二十五年六月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十五年九月二十六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日佐賀県公安委員会告示第四号二に係る特定抗争指定暴力団等（九州誠道会）

変更前

指定の期限　平成二十五年六月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十五年九月二十六日まで

○長崎県公安委員会告示第二十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十五日

長崎県公安委員会委員長　上田　惠三

一　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日長崎県公安委員会告示第四十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前

指定の期限　平成二十五年六月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十五年九月二十六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日長崎県公安委員会告示第四十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（九州誠道会）

変更前

指定の期限　平成二十五年六月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十五年九月二十六日まで

○熊本県公安委員会告示第十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十五日

熊本県公安委員会委員長　武藤　徳子

一　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日熊本県公安委員会告示第二十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前

指定の期限　平成二十五年六月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十五年九月二十六日まで